

事業評価シート

担当課・室長：農薬環境管理室長

事業名	農薬の環境リスク対策																		
上位施策名	化学物質対策																		
1 事業の概要	<p>我が国の農薬は、農薬取締法に基づき、農林水産大臣の登録を受けなければ販売してはならないこととされており、この登録の基準（登録保留基準）のうち環境保全上（人の健康及び水産動植物保護）の基準を環境省が定めるとともに、必要な使用規制措置及び環境残留実態調査等を通じ、農薬の安全性を確保することとされている。</p> <p>また、科学的に未解明な部分の多い環境ホルモン問題に対応し、農薬の安全性を確保する観点から試験法の開発等に取り組むとともに、本年5月の外交会議で採択された POPs 条約の早期締結に向け、POPs 廃農薬の無害化処理に向けた調査研究等に取り組んでいる。</p>																		
2 進捗状況	<p>農薬の登録保留基準については、平成5年に人の健康の保護の観点から設定する水質汚濁に係る基準について、新規開発農薬等個々の農薬毎に環境大臣が設定できるように基準の改正を行うなど、適切な見直しに努めてきたところである。</p> <p>なお、最近5年間の農薬毎に設定する作物残留・水質汚濁に係る基準値の設定状況は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="552 1093 1361 1415"> <thead> <tr> <th></th> <th>作物残留に係る基準値 新規設定農薬数</th> <th>水質汚濁に係る基準値 新規設定農薬数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成8年度</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>平成9年度</td> <td>13</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>平成10年度</td> <td>14</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>10</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>13</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table> <p>農薬の生態影響評価については、平成11年2月の中間取りまとめ後、現在、水産動植物保護の観点からの最終的な詰めに向けた具体的な検討を行っており、本年度中を目途に第2次取りまとめを行う予定である。</p> <p>環境ホルモンに係る調査研究については、これまでの調査結果を踏まえ、農林水産省と連携し、本作用の判定が可能となるように農薬の申請時に求める毒性試験ガイドラインの見直しを行うなどの成果を挙げつつ、個々の農薬の評価も逐次行っているところである。</p> <p>POPs 条約については、本年度から検討会を設けて POPs 廃農薬の無害化処理技術の実証調査等に取り組んでいるところである。</p>		作物残留に係る基準値 新規設定農薬数	水質汚濁に係る基準値 新規設定農薬数	平成8年度	15	15	平成9年度	13	10	平成10年度	14	9	平成11年度	10	7	平成12年度	13	17
	作物残留に係る基準値 新規設定農薬数	水質汚濁に係る基準値 新規設定農薬数																	
平成8年度	15	15																	
平成9年度	13	10																	
平成10年度	14	9																	
平成11年度	10	7																	
平成12年度	13	17																	
3 評価	<p>農薬の安全性を確保する上で、作物残留等の基準値設定業務は十分な効果を挙げたものと考えている。農薬の登録制度については今後とも国の積極的な関与の下で維持する必要があるものと認識しており、今後とも効率的・効果的に登録保留基準の設定業務を実施する必要がある。</p>																		

	<p>ただし、これまでの登録保留基準の設定に当たっては、人の健康の保護に主眼をおいてきたところであるが、この観点のみでは不十分であることから、今後は、自然共生社会の構築の基礎として、欧米諸国並みに生態影響を評価するシステムを早急に確立することにより、環境の保全に一層配慮したものとする必要がある。</p> <p>環境ホルモン問題については、これまでの取組によって一定の成果を得てきたところであるが、国民の間に大きな不安感がある一方で、科学的に未解明の部分が多い課題であることから、今後とも国が積極的に対応すべき課題である。このため、関係省庁・関係部局とも連携し、早急な知見の蓄積に努める必要がある。</p> <p>POPs 条約は本年 5 月に採択され、EU 諸国は 2002 年の発効を目標としているため、従来考えられていた以上に早いペースで早期締結に向けて積極的に取り組む必要がある。</p>
<p>4 予算事項名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農薬リスク総合評価システム確立・推進事業 ・ 農薬生態影響評価システム確立調査 ・ 農薬残留対策総合調査 ・ ゴルフ場排出水中の農薬調査費補助 ・ 農薬による水生生物影響実態把握調査 ・ 内分泌攪乱作用を有する可能性のある農薬の生殖毒性調査 ・ 農薬内分泌攪乱作用検証調査 ・ 内分泌攪乱作用を指標とした農薬の生態影響試験法開発 ・ 農薬生殖毒性総合評価体系確立調査研究費 ・ POPs 廃農薬無害化処理技術に関する実証基礎調査研究
<p>5 対応副施策等</p>	